

なるほど！うみはく

海の博物館で鳥羽ならではの冬体験をする



市立海の博物館 ☎ 32 6006

海の博物館では、今年も1月7日(火)午前11時から恒例の海のナナクサ粥の試食会を行います。海のナナクサ粥は、国崎地区に伝わる「ナナクサタタキ」をヒントに、「海藻は体にいい」などの言い伝えを元に作っています。

当日は、浦村の海で採取・準備したヒジキ・フノリ・ワカメ・ウミトラノオ・フクロノリ・ホンダワラの6種類の海藻と青菜を湯がき、まな板の上に載せ、左手に持ったスリコギで拍子をとりながら「ナズナ、ナナクサ、トウドノトリガ、ニホンノトチヘ、ワタラヌサキニ、カケヤカシテ」と七草の歌を唱えながら、右手に持った包丁で刻んでいきます。これをお粥の中に入れて「海のナナクサ粥」を作ります。一年間の無病息災を祈願する特別なお粥です。ぜひ1月7日に海の博物館で磯の香りと海藻のシャキシャキ感を味わってください。

また、鳥羽の冬はカキとノリが味わえる季節です。これらの海の幸がどのように生産されているか知っていただくため、カキ養殖場見学を含む、カキむき体験・簡単カキ料理(4回)と昔ながらの道具を使ったノリすき体験(2回)を開催します。

カキむき・料理体験は、カキの養殖方法を学んだ後、実際に自分の手でカキをむいて身を取り出し、カキ料理を作って味わう体験で、小学生(高学年)から大人まで楽しめます。

ノリすき体験は、博物館で保存してきた加工用具を使い、鳥羽の海でとれたノリをすき上げる体験です。ノリを水で洗い、包丁で刻み、水を張ったタライの中で一枚一枚すいた後、天日で乾燥させます。

鳥羽ならではの冬体験を楽しみ、地元産物、水産業に目を向ける機会となればと思います。

「カキむき体験・簡単料理」
とき 1月19日(日)、2月2日(日)、16日(日)、3月1日(日)
午前11時～午後2時
参加費 1500円
定員 20人



カキ作業場の見学

「ノリすき体験」
とき 1月26日(日)、2月9日(日) 午前11時～午後2時
参加費 1300円
定員 20人
※参加者には後日、完成品を送ります。



ノリすき体験の様子

※どちらも事前に電話で申し込みください。



Vol.188
教育委員会生涯学習課 ☎ 25 1268

差別のない社会を みんなで作っていきましょう

平成28年に施行された差別を解消するための3つの法律を知っていますか。

①障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)(平成28年4月1日施行)

障がいがあることを理由にして、差別することを禁止しています。また、障がいのある人から、「こんなことをしてほしい」など求められたときには、状況に応じて配慮の提供が必要で、障がいのある人もない人も安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

②ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)(平成28年6月3日施行)

特定の民族や国籍の人々を社会から排除しようとする差別

別的な言葉や行動(ヘイトスピーチ)をなくすことで、民族や国籍などの違いを豊かさとして認め合い、互いに人権を尊重し合う社会を築くことを目指しています。

③部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)(平成28年12月16日施行)

今もなお部落差別が存在し、インターネットなどで簡単にさまざまな情報を入手することができ、部落差別に関する状況の変化が起きていることを踏まえ制定されました。「部落差別は許されないものである」という認識のもとに、部落差別がない社会の実現を目指しています。

これらの法律が制定されたということは、わたしたちが生活する社会に差別が存在し、人権が侵されている現実があるということです。

これらの法律が目指しているだけでも個人として尊重され、共生していく社会の実現に向けて、わたしたち一人一人が人権問題を身近な問題として考え、正しく理解し行動することが大切です。不当な差別を無くし、人権が尊重される社会を築いていきましょう。